

海洋分科会 規制改革検討リスト（成長戦略上の課題リスト）

分野	項目	制度の現状	成長戦略上の課題	関係法令	関係省庁
2. 海運力の発揮	日本籍船の増加に向けた船舶検査等に係る手続きの簡素化	船舶は、船舶安全法等に基づく検査・測度・登録を受けることとされている。	検査・測度・登録の受付窓口が複数にまたがる場合があるなど、手続きに煩雑な部分がある。	船舶法 船舶安全法	—
2. 海運力の発揮	日本籍船の増加に向けた船員資格に係る手続きの簡素化	(外国人船員承認関係) 外国の海技資格を有する者を日本船舶に乗り組ませるためには、国土交通大臣が個々の船員の知識及び能力を確認し、承認することとされている。 (船舶料理士関係) 船舶料理士の資格取得について、船長による能力承認等が必要とされている。	(外国人船員承認関係) 航行の安全性を確保しつつ、承認手続きについて、関係者との調整を踏まえて簡素化を進める必要がある。 (船舶料理士関係) 船長による能力承認等の手続きにおいて煩雑な部分がある。	船舶職員及び小型船舶操縦者法 船員法	—
2. 海運力の発揮	日本籍船の増加に向けた電波法に係る検査手続きの簡素化	無線設備は、電波法に基づく無線検査を受けることとされている。	無線検査の内容や手続きに煩雑な部分がある。	電波法 船舶安全法	総務省
2. 海運力の発揮	外航クルーズ客船の船舶検査、救命艇手認定の簡素化	日本籍外航クルーズ客船の船舶検査において、船用部材の承認等の手続きが必要である。また、救命艇手については、試験及び認定を受ける必要がある。	クルーズ振興の課題となっている。	船舶安全法 船員法	—
2. 海運力の発揮	外航クルーズ客船の外国人部員の配乗職種の拡大	日本籍外航クルーズ客船では、平成3年6月の労使覚書により、サービス業務に従事する部員については外国人の配乗が認められているが、運航業務に従事する部員については外国人の配乗が認められていない。	クルーズ振興の課題となっている。	なし (法令上の規制はないが、労使合意に至っていないため実現せず)	—
2. 海運力の発揮	マルシップ外航客船に係る外国人乗組員の上陸許可期間の延長(30日ルールの見直し)	日本籍外航クルーズ客船の外国人船員に対して、30日を限度とする上陸許可証の発給を受ける。	クルーズ振興の課題となっている。	入国管理法	法務省